

個人情報ファイルの名称	教育・保育施設等利用者ファイル
行政機関等の名称	北秋田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部こども課
個人情報ファイルの利用目的	教育・保育施設等の利用を希望する者の支給認定及び入所判定並びに利用者負担額の決定に利用する。
記録項目	1 利用年度、2 受付番号、3 宛名番号、4 世帯番号、5 行政区、6 氏名、7 住所、8 生年月日、9 性別、10 年齢、11 適用期間、12 居住地、13 優先利用事由、14 変更事由、15 税情報照会同意有無、16 点数、17 1 ヶ月の保育必要量、18 特殊事情、19 すこやか世帯区分、20 課税額（均等割）、21 課税額（所得割）、22 幼児教育無償化該当有無、23 区分（世帯員又は入所児）、24 続柄、25 障がい情報等、26 同一生計、27 多子軽減判定、28 提出済書類、29 税情報取込有無、30 保育必要性判定、31 保育必要事由、32 保育必要事由の具体的内容、33 保育に欠ける時間、34 職業、35 勤務先、36 新規入所又は継続入所、37 申請日、38 受付日、39 入所承諾日、40 変更事由、41 当該年度入所期間、42 保育区分、43 利用期間、44 保育希望有無、45 入所希望施設、46 入所状態、47 利用曜日、48 利用時間、49 退所事由、50 特別減免、51 減免内容、52 支給認定状態、53 支給認定区分、54 保育必要量区分、55 支給認定期間、56 認定者番号、57 支給認定決定（変更）日、58 交付日、59 すこやか助成申請有無、60 すこやか特別助成、61 保育料、62 副食費、63 調定更正期間、64 通知書番号、65 市町村多子軽減、66 国多子軽減、67 市町村助成、68 県助成、69 減免判定、70 すこやか助成率、71 利用日数、72 給付単価限度額、73 市町村階層区分、74 市町村単価、75 市町村多子軽減額、76 市町村減免後額、77 市町村日割後額、78 市町村助成後額、79 市町村利用料、80 市町村納付額、81 市町村調定額、82 国階層区分、83 国単価、84 国多子軽減額、85 国日割後額、86 国利用料、87 市町村副食費認定区分、88 振替口座情報、89 送付先情報、90 連絡先情報、91 サポート希望有無、92 現在の保育状況、93 児童の健康状況、94 マイナンバー、95 同一戸籍、96 児童手当受給資格者、97 就労先事業所名、98 就労先住所、99 就労先電話番号、100 就労先担当者名、101 担当者連絡先、102 業種、103 雇用期間、104 通勤手段、105 雇用形態、106 就労時間、107 就労実績、108 産前・産後休業の取得状況、109 育児休業の取得状況、110 復職（予定）日、111 育児のための短時間勤務制度利用有無、112 保育士資格等有無
記録範囲	認定保育所・認定こども園の利用を希望する子どもとその保護者及び同居親族
記録情報の収集方法	本人又は代理人、住民基本台帳システム（住民情報・所得情報）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	教育・保育施設、他市町村
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）北秋田市健康福祉部こども課

	(所在地) 〒018-3392 秋田県北秋田市花園町 1 9 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施無し)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施無し)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施無し)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施無し)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日 (又は最終修正日) : 令和 8 年 4 月 1 日